

登山道の保全活動を通じた新たな関係人口構築・拡大事業 業務委託仕様書（案）

1 件名

登山道の保全活動を通じた新たな関係人口構築・拡大事業

2 目的

急激な人口減少が進む奥三河地域（※1）では、様々な分野で深刻な担い手不足が問題となっている。東三河総局の取組などにより、史跡の保全といった分野においては、担い手の確保が進みつつあるが、奥三河地域の重要な観光資源である登山道を始めとしたアウトドアフィールドの保全などが十分にできていないといった課題がある。

そこで、奥三河地域で依然不足している担い手を確保するため、アウトドア活動に関心のある奥三河周辺地域の人々を呼び込み、地域住民（※2）との交流を深めることにより、さらなる関係人口を構築・拡大する。

また、地域貢献活動や現場研修を実施、又は検討している企業を呼び込み、地域が稼ぐ力を新たに生み出せるよう実証実験を行う。

（※1）奥三河地域：新城市、北設楽郡設楽町、東栄町、豊根村

（※2）地域住民：保全活動場所周辺に居住している人や従前から保全活動を行っている人等

3 契約期間

契約締結日から令和 8（2026）年 3 月 13 日（金）まで

4 業務内容

（1）登山道保全活動を切り口とした奥三河周辺地域からの担い手確保

ア 登山道保全活動場所の調査

奥三河地域の登山道で保全が必要であり、かつ地権者及び法令等の問題がなく保全活動が可能な場所を 5 か所以上調査すること。なお、調査にあたっては、各市町村 1 か所以上調査すること。

イ 登山道保全活動の基礎講習の実施

登山道保全活動に必要な基礎知識を身に着けるため、愛知県内の会場で参加者 10 人以上の講習会を 1 回以上行うこと。

ウ 奥三河地域での登山道保全活動の実施

アで調査した場所から 1 か所活動場所を選定し、イの講習会で学んだ知識をもとに、地域住民との保全活動を 1 回以上実施すること。参加者は 5 人以上とし、半数以上は地域住民以外とすること。なお、参加者はイの講習会受講者を中心に募ること。

エ 登山道保全活動後の山登り会の実施

ウの保全活動の成果を確認し、地域への愛着やつながりを深めて、地域課題への当事者意識を醸成するため、保全活動を実施した山に登る機会を 1 回以上設けること。参加者は 5 人以上とし、半数以上は地域住民以外とすること。

（2）企業の地域貢献活動や現場研修による担い手確保の実証実験

企業の地域貢献活動や共同作業によるチームビルディングといった現場研修として奥三河の登山道の保全活動を行うことで、保全活動の担い手確保が可能かどうか検証するため、以下の

事業を実施すること。なお、実施に当たっては、地元事業者が地域貢献活動や現場研修の受け入れ対応を行うことで、地元事業者の新たな収入源となりうるか、併せて検証を行うこと。

ア 地域貢献活動や現場研修を実施、又は検討している企業の調査

地域貢献活動や現場研修を実施、又は検討している企業を対象に、奥三河地域の登山道の保全活動を中心とした地域貢献活動や現場研修に対する意向調査を愛知県または隣接県の企業 10 社以上で行うこと。

イ 受け入れ先事業者の確保・実証実験の実施

アの意向調査の結果、実施に意欲を示した企業の中から 1 社を選定し、登山道の保全活動を中心とした地域貢献活動や現場研修等を実施すること。実施に当たっては、奥三河地域の事業者が受け入れの対応を行うこと。なお、活動の実施場所については、(1) アで調査した場所、受け入れ事業者の指定した場所、又は活動を行う企業が希望する奥三河地域の場所とすること。

(3) 特記事項

ア 受託者においては参加者の安全に配慮するとともにイベント保険に加入すること。

イ (1) ウ、エ及び (2) イの活動が荒天等で実施できない場合は、代替日で実施すること。

ウ (1) ウ、エ及び (2) イの活動場所の選定にあたっては、参加者の安全を十分に配慮し、法令等に問題がない場所を選定すること。また、活動場所の選定にあたっては、保全活動を実施することによって、来訪者の増加など奥三河地域の活性化に寄与するよう配慮すること。なお、地権者との調整は受託者で行うこと。

エ 必要に応じて他団体と協力・連携して行うこと。ただし、他団体との調整は受託者で行うこと。

(3) その他

その他、本事業に必要な全ての業務を企画、実施すること。

5 事業報告書

(1) 内容

事業終了後、事業実績をまとめた報告書（様式任意）を作成し、紙資料及び電子媒体各 1 部を提出すること。報告書には写真も添付すること。

(2) 提出期限

令和 8（2026）年 3 月 13 日（金）

(3) 提出場所

愛知県東三河総局新城設楽振興事務所山村振興課

6 その他

(1) 本業務の実施にあたり、具体的な方法や内容は、提案事項をもとに県と協議のうえ決定するものとする。

(2) 業務の実施時期については、事業効果が高まるよう、県と十分に協議すること。

(3) 業務の遂行にあたっては、事前に実施計画を提出し、県の承認を得ること。

(4) 事業の進捗状況について、随時、県に報告するとともに指示を受けること。

(5) 本事業により制作した成果物の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権

利を含む)は、県に帰属するものとする。

- (6) 個人情報の保護に関する法律、愛知県財務規則等の関係法令等を熟知の上、業務遂行に当たること。
- (7) 本仕様書に定める事項について、やむを得ない事情があるとき又はより効果的な方法であると認められるときは、県と協議のうえ変更することができる。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議して決定するものとする。
- (9) 業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権者等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。